

「障害児通所支援事業所ガイド」（千歳市 HP）に掲載を希望される事業所の皆様へ

千歳市では、保護者や支援者の皆様に活用いただけるよう、市内の障害児通所支援事業所のサービス内容を記載した『障害児通所支援事業所ガイド』を市ホームページに掲載しています。

事業所ガイドへの掲載を希望される事業所におかれましては、次の内容をご確認の上、基本情報の提出にご協力をお願いします。

- 1 掲載対象の事業所 千歳市内に住所がある障害児通所支援事業所

- 2 『障害児通所支援事業所ガイド』
サービス種別ごとに各事業所の基本情報を千歳市ホームページに掲載
※次の URL からご確認ください。
<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/38487.html>

- 3 掲載までの流れ
 - (1) 市 HP に掲載している Excel データをダウンロードしてください。
※次の URL からご確認ください。
<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/38487.html>
 - ア) 新規に掲載を希望される場合
「新規」Excel データをダウンロードしてください。
 - イ) すでに掲載している情報を修正する場合
「変更」Excel データをダウンロードしてください。
 - (2) Excel データに必要事項を入力してください。
※複数の事業所を運営している場合は、事業所毎に Excel データを作成してください。
※サービス種別ごとにシートを分けていますので、該当シートに入力してください。
※掲載内容は、提出時点の内容でお願いします。
※「変更」の場合は、変更が必要な部分にのみ入力（赤字表示）してください。
 - (3) 完成した Excel データのファイル名を「新規（または変更）_提出日_事業所名」に変更
※例) 新_20250707_ちとせセンター
 - (4) 掲載用写真データを用意
 - (5) Excel データと掲載用写真をメールで送付
※提出先メールアドレス：ryoiku@city.chitose.lg.jp
※メールの件名は「障害児通所支援事業所ガイドへの掲載について」としてください。

- 4 HP 掲載時期
毎年 4 月又は 10 月を予定しています
※掲載希望は随時受け付けしています。

担当・お問い合わせ 児童発達支援センター通所給付係
電話：0123-24-3131（内線 642）

記載要領

○事業所名や運営法人等の事業者名、開設年月日は、北海道に認可を受けている内容で記載してください。

項目ごとの留意事項

○受け入れ可能な対象児童の分類

- ・発達に支援の必要な児童：診断等は受けておらず、障害者手帳を持っていない
※発達相談（千歳市こども発達相談室はぐ・こども発達相談室はる）に相談している場合を含む
- ・知的障害：療育手帳を持っている
- ・発達障害：診断等を受けている または 精神障がい者保健手帳を持っている
- ・聴覚障害：聴覚に関する診断を受けている または 身体障害者手帳を持っている
- ・肢体不自由（身体障害）：診断等を受けている または 身体障害者手帳を持っている
- ・重症心身障害：身体障害者手帳1級 並びに 療育手帳 A を持っている
- ・医療的ケア：日常生活及び社会生活において恒常的に医療的ケアを受けることが必要

○受け入れ可能な対象年齢

- ・年齢のうしろに（小学生から中学生）などを追記してください
- ・年齢の目安
就学前 0歳～6歳、小学生 7歳～12歳、中学生 13歳～15歳、高校生 16歳～18歳

○送迎可能な地域

- ・鉄南・川南地区：東雲町・朝日町・本町・真々地・真町・泉沢
- ・鉄南・川北地区：清水町・幸町・千代田町・栄町・錦町・緑町・春日町・大和・桂木・新星・蘭越・北栄・新富・信濃・富士・北信濃・北斗・自由ヶ丘・桜木
- ・鉄北・川北地区：末広・花園・高台・稲穂・清流・幸福・富丘・あずさ・北光・北陽・北信濃・長都駅前・勇舞・みどり台南・みどり台北・都・釜加・長都
- ・鉄北・川北地区：青葉・青葉丘・住吉・日の出・日の出丘・東郊・豊里・梅ヶ丘・旭ヶ丘・弥生・寿・祝梅

○医療的ケア児支援事業（訪問看護等）の受け入れ

「千歳市医療的ケア児支援事業」は、医療的ケア児が障害児通所支援事業等を利用する際に訪問看護ステーションの看護師等を派遣して医療的ケアを行い、費用の一部を市が負担することで、保護者の負担軽減等を図る事業です。

医療的ケア児がすでに利用しており、受け入れ済みの場合や、新たに医療的ケア児が利用する際に訪問看護等の受け入れが可能な事業所は、「対応可」を選択してください。